

あきる野市総合計画条例（骨子案）について

1 条例制定の経緯

「あきる野市総合計画（基本構想等）」（以下「総合計画」という。）は、改正前地方自治法の規定に基づき、平成13年度から平成32（2020）年度までの20年間を計画期間として、議会の議決を経て策定しました。一方、現在の地方自治法では、地方分権改革に伴い「総合計画」の法的な策定義務が廃止され、その策定及び議会の議決を経るかについては、各地方公共団体の裁量に委ねられました。

このようなことを踏まえ、市では、現総合計画の計画期間が終了する平成32（2020）年度に向け、総合計画の策定作業を進めていますが、引き続き将来のまちづくりのビジョンを明らかにしながら行政運営を進めるに当たり、計画の位置付けを明確にすることを目的として、あきる野市総合計画条例を制定します。

2 あきる野市総合計画条例（骨子案）について

（1） 目的

総合計画の位置付けを明らかにし、総合計画の策定等に関して必要な事項を定めることにより、市における総合的かつ計画的な市政運営に資することを目的とします。

（2） 定義

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成し、それぞれの用語の意義を定めます。

（3） 総合計画の策定

市は、総合計画を策定するものとします。

（4） 審議会の設置、位置付け及び構成について

総合計画の策定等に関して、必要なことを調査及び審議するため、あきる野市総合計画審議会を設置します。

なお、審議会は、市長が委嘱又は任命する委員20人以内をもって組織します。

（5） 議会の議決について

市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あきる野市議会の議決を経なければならないこととします。